

損害保険契約締結等の媒介業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

損害保険契約締結等の媒介業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める「公立大学法人大阪における損害保険契約締結等の媒介業務委託の募集要項」（以下、「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 135 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

なお、(2) 業務実績については、参加申込時に提出された実績調書を基に評価する。

- (1) 会社概要（10 点）
- (2) 業務実績（15 点）
- (3) 業務内容（45 点）
- (4) コスト削減（10 点）
- (5) 業務体制（10 点）
- (6) 緊急時対応（10 点）
- (7) 費用（10 点）
- (8) 総合評価（25 点）

3 企画提案会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う企画提案会を開催する。

- (1) 日時：令和 6 年 7 月 19 日（金）から 7 月 26 日（金）までのいずれか 1 日を予定
場所：〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138
大阪公立大学杉本キャンパス
- (2) プレゼンテーション
提案時間：事業者別、1 者 30 分以内（企画提案 15 分 質疑 15 分）
その他：参加者は本業務に従事する予定者のみとし、各者 2 名を上限とする。

4 審査の方法

- (1) 「公立大学法人大阪における損害保険契約締結等の媒介業務者選定委員会」（以下、「選定委員会」）で、提出された企画提案書と、企画提案会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了後、審査委員の審査結果を集計後、受託候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点が複数いた場合、(8)総合評価点の高い方を受託候補者とする。さらに同点の場合はくじにて受託候補者を決定する。